

「流域治水」の施策について

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で多層的に進めていきます。



県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

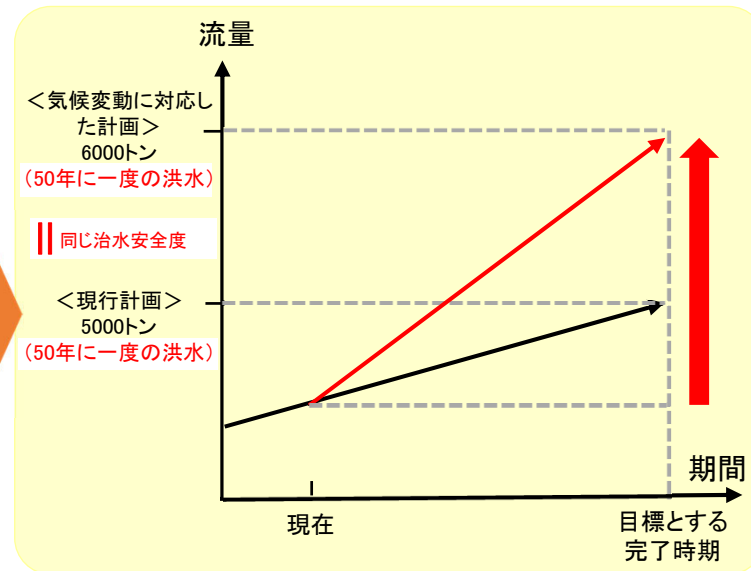
現状・課題

- 2°Cに抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

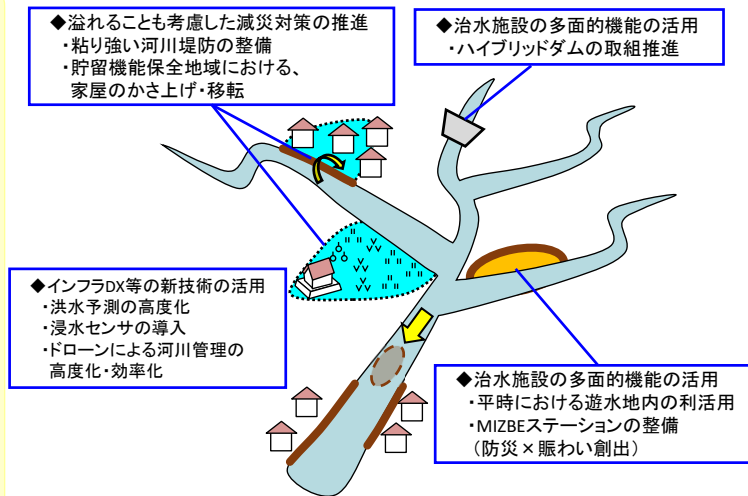
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

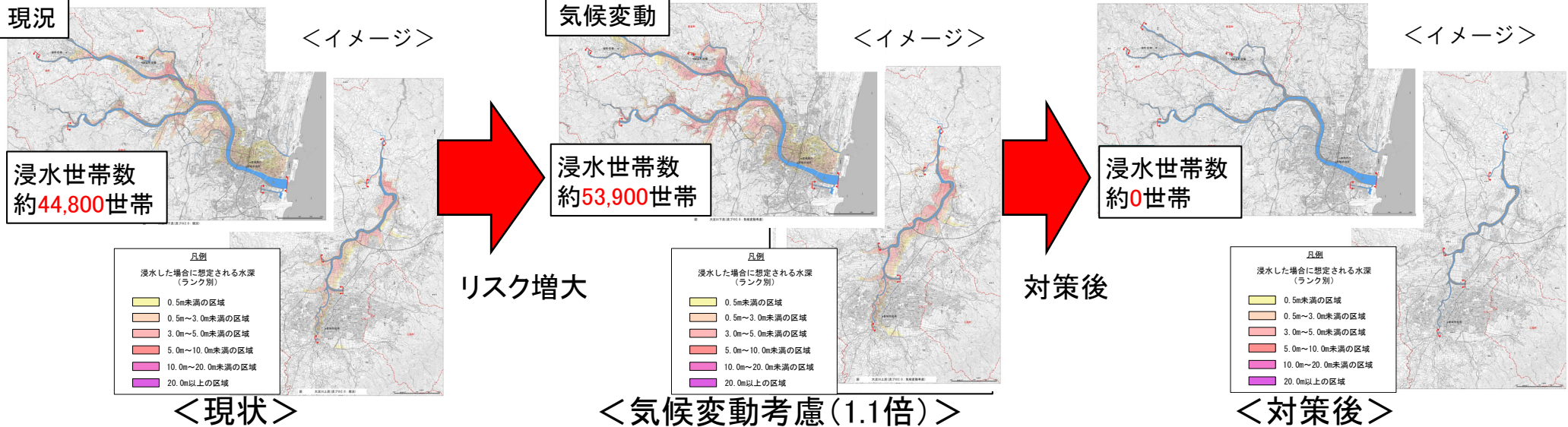
気候変動に伴う水害リスクの増大

○気候変動による降雨量増加後の河川整備計画規模の洪水(H17. 9洪水)が発生した場合、大淀川流域では浸水世帯数が約53,900世帯(現況の約1.2倍)になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

■気候変動に伴う水害リスクの増大

※国管理区間における外水氾濫によるリスク

【目標①】KPI: 浸水世帯数 約53,900世帯⇒約0世帯



＞ 上図は、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、沖水川、庄内川の洪水予報区間について、河川整備計画規模及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 ＞ 上図は、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、沖水川、庄内川における現況の河道・洪水調節施設の整備状況及び流域治水プロジェクト2.0に位置付けている国が実施する氾濫を防ぐ・減らす対策を実施後の状況を勘案したうえで、氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
 ＞ なお、このシミュレーションの実施にあたって、国管理区間以外の支川においては、決壊による氾濫は考慮しておらず、溢水・越水のみを考慮しています。また、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後のH17.9洪水規模に対する安全の確保

大淀川本川: 河口(0.0k)～大岩田橋(78.95k)

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	約53,900世帯の浸水被害を解消	河道掘削、堤防整備 橋梁架替 洪水調節施設の整備 既存施設の有効活用	概ね30年
	市町村	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	既存ストックを活用した貯留機能の確保	-
被害対象を減らす	市町村(2市2町)	防災まちづくり	立地適正化計画の策定・見直し	-
被害の軽減・早期復旧・復興	国	操作の確実性による浸水被害の軽減	排水機場の遠隔操作・監視	概ね5年
		災害対応や避難行動等の支援	洪水予報の高度化	概ね5年
	市町村	避難行動の支援	ハザードマップの更新・周知	-

【目標②】宮崎市における内水被害の軽減(1/10規模降雨の雨水出水による浸水被害を防止)
 都城市における内水被害の軽減(1/7規模降雨の雨水出水による浸水被害を防止)

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	宮崎市 都城市	内水の排除	浸水対策事業(内水)の推進	-
被害対象を減らす	宮崎市 都城市	防災まちづくり	雨水出水浸水想定区域図、 計画降雨浸水防止区域図の作成	概ね5年
被害の軽減・早期復旧・復興	宮崎市 都城市	避難の確保	雨水出水浸水想定区域図の作成	概ね5年

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持)</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策(河道掘削、堤防整備、粘り強い河川堤防の検討、洪水調節施設の整備・検討、既存施設の有効活用検討) ・内水対策事業の推進 ・流域流木対策(林野部局との連携強化) ・海岸事業等の連携 <p>○既存ストックの徹底活用</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用検討 	<p>○溢れることも考慮した減災対策の推進</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定・見直し ・雨水出水浸水想定区域、計画降雨浸水防止区域の指定 <p>○土砂災害防止法に基づく警戒避難体制づくりの推進</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実化 	<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持)</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムライン等迅速な避難に関する取組 <p>○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水出水浸水想定区域図の作成 <p>○インフラDX等の新技術の活用</p> <p>< 具体の取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の遠隔操作・監視 ・洪水予測の高度化

※上記の他、特定都市河川の指定に向けた検討を実施。

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

R8.4月更新

<p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）</p>  <p>整備率：51% （概ね5か年後）</p>	<p>農地・農業用施設の活用</p>  <p>9市町村 （令和7年度末時点）</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>  <p>0施設 （令和7年度実施分）</p>	<p>山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策</p>  <p>治山対策等の実施箇所 14箇所 （令和7年度実施分） 砂防関係施設の整備数 2施設 （令和7年度完成分） ※施工中 16施設</p>	<p>立地適正化計画における防災指針の作成</p>  <p>2市町村 （令和7年12月末時点）</p>	<p>避難のためのハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水想定区域 133河川 （令和8年3月末時点） 内水浸水想定区域 0団体 （令和8年3月末時点）</p>	<p>高齢者等避難の実効性の確保</p>  <p>避難確保計画 1148施設 洪水 171施設 土砂 171施設 （令和7年9月末時点） 個別避難計画 5市町村 （令和5年1月1日時点）</p>
---	--	---	---	---	---	--

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

宮崎市街部における河道掘削状況(国)



大淀川下流部の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため河道掘削により流下能力の向上を図る。

流域の雨水貯留機能の向上(国富町)



森林整備事業(民有林) 植栽 34.09ha

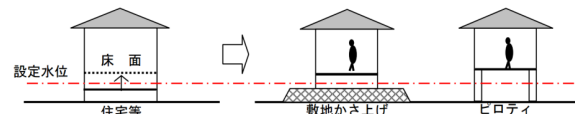
被害対象を減少させるための対策

災害危険区域指定(宮崎市)



【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等 ②「病室」を持つ病院、診療所 ③「寝室」を持つ児童福祉施設	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。 （②③は建築構造の制限あり） ・建築に際しては、市長認定を要する。



・平成17年の台風14号により、家屋等の甚大な浸水被害を受けたことから、建築基準法の規定に基づく「宮崎市災害危険区域に関する条例」を定めて、出水による危険の著しい地域を「災害危険区域」に指定。
・区域内の建築行為について、床面高さ、建築構造等を制限。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

HPや総合防災マップによる防災情報の周知(都城市)

●前回、「都城市総合防災マップ」（A4判冊子）を平成29年4月に作成して以降、新たに公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域や新たに指定された土砂災害警戒区域等を反映し、市民が災害に日頃から備えることができるよう令和3年度に見直しを行った。

また、洪水浸水想定区域をおおまかに把握できるように、「都城市洪水ハザードマップ」（A2判1枚地図）を新たに作成した。



●4か国語（日本語、英語、中国語、ベトナム語）対応の「WEB版防災マップ」の導入も行った。

●「都城市総合防災マップ」及び「洪水ハザードマップ」を住民基本台帳登録世帯に対し、郵送で配布することで、防災情報の周知に努めた。